

# 東海道筋における尾張藩の「勤王誘引」活動

—「勤王誘引書類」の分析を中心に—

## 上野 恵

はじめに

- 一 「姫徒誅戮」と「諸侯従憲」
- 二 「勤王誘引」の「説諭」と証書提出
- 三 「近傍之諸侯」の動向
- 四 寺社に対する「勤王誘引」活動
- 五 尾張藩の軍事編成と待賓館——結びにかえて——

この「勤王誘引」活動については、すでに『名古屋市史 政治編 第二』<sup>(1)</sup>『新修名古屋市史 四』<sup>(2)</sup>をはじめとする自治体史や、観敏生氏の研究によつてその概要が知られているが、このほど徳川林政史研究所の研究生である筆者が同研究所に所蔵されている「勤王誘引書類」と呼ばれる史料群(七四九点)を整理・目録化する機会を得ることができ、今まで編纂史料でしか検討できなかつた「勤王誘引」の諸活動について、原文書をもとにして

慶応四年(一八六八)正月三日、鳥羽伏見での交戦の報がもたらされたことで、京にあつて徳川慶喜へ辞官納地を促し、新政府への円滑な政権委譲を目論んでいた元尾張藩主の徳川慶勝も窮地に追い込まれていた。徳川一門でありながら新政府に議定として加わっていた慶勝は、新政府側に付くか、慶喜に加勢して旧幕府軍に付くかの二者択一に迫られていたのである。

その後、慶勝は「勤王」色を鮮明に打ち出し、正月二〇日には国許にお東海道筋における尾張藩の「勤王誘引」活動

分析・考察することが可能となつた。そこで本稿では、「勤王誘引書類」の解題的要素も兼ねて、尾張藩が主導した「勤王誘引」活動の実態について紹介するとともに、そこにおける特徴について若干の考察を試みてみたい。

なお、尾張藩による「勤王誘引」活動は、伊勢・三河・遠江・駿河・甲斐・信濃・美濃・上野の八か国にまたがる広範な地域で展開されたもので

あるが、ここでは、このうち東海道筋の三河・遠江・駿河の三か国に絞つて検討する。信濃国で展開された「尾州取締所」など、他地域の「勤王誘引」活動については、機会を改めて検討する予定である。

### 一 「姦徒誅戮」と「諸侯懲懲」

本節ではまず、尾張藩が「勤王誘引」活動へ乗り出す契機となつた慶応四年正月の徳川慶勝の動きを見ておきたい。

同年正月七日、京都において慶勝は側近らとともに岩倉具視と面会し、岩倉からこの日に出されたいわゆる「慶喜追討令」を伝達された。このとき岩倉は、「尤<sup>(1)</sup>同承服<sup>(2)</sup>ハ存候得とも、若違存<sup>(3)</sup>之<sup>(4)</sup>者有之候ハ、速ニ本国江立戻、又ハ下坂いたし徳川慶喜ヲ致加助候とも勝手次第之事候付而者斯之形勢ニ付、一同之内仮令嘆願仕候とも御取上不被遊候事<sup>(4)</sup>」と述べたといわれる。慶喜追討令については尾張藩も「承服」するとは思うが、もし異存のある者がいるならば、速やかに帰国するか、下坂して慶喜の加勢に加わっても構わない、しかし、その後の動きの中で、もし慶勝らが苦況に立つて嘆願などをしてきても一切取り合わない、というのである。慶勝は新政府の議定に就任して以来、「宗家既に將軍職を辞せるに、身議定職にあり、朝命を奉じて下坂するを恥づ」などというように、宗家の慶喜が將軍職を辞職したにもかかわらず、徳川支流である自分が議定職にとどまることは恥ずるべきことであるとして、たびたびその辞職を願い出していた。岩倉は、このように徳川一門の立場を捨てきれない慶勝の姿勢に業を煮やし、「慶喜追討令」が出された機会をとらえて、慶勝に対しても最終的な態度決定を迫つたものと思われる。

岩倉に「徳川慶喜ヲ致加助候とも勝手次第之事」とまで突き放された慶勝は、その翌日、岩倉に対して次のような上申書を差し出した。

### 【史料<sup>(1)</sup>】

昨夜被仰出之趣ニ付而ハ、領分・近隣諸藩之意底勤 王・不勤 王之境も難弁候付、精々勤 王之道ニ相誘、若異存之輩も有之差拒候節ハ、兵力を用候儀も可有之、此段為念申上置候事

正月

尾張大納言

(史料中の欠字・平出・抬頭はすべて一字アキで表記した。以下同じ)これによると慶勝は、尾張藩内および近隣の諸藩とともに勤王か否かの区分为不分明であるため、できるだけ「勤王之道」に誘い、もし異存の者があつてこれを拒んだ場合には「兵力」を用いることもあるだろうと上申している。この時点で慶勝は、「勤王」という旗色を鮮明に示し、自らが率先して「勤王之道」に誘うことを提言したのである。

なお、この史料でもう一つ注目できる点は、「勤王・不勤王之境も難弁」とする対象として、「近隣諸藩」とともに「領分」があげられているところである。慶勝らが「勤王之道」へと誘導しなければならない相手は、他藩ばかりでなく自領内にもいたことを、この記述は示している。この時期、尾張藩の中では、一部の者たちが幼い藩主の元千代(慶勝の第三子、のちの義宣)を擁して、旧幕府軍に合流するという風説なども流れていたといわれる。このように動搖する藩内を「勤王之道」に一本化することも、この上申書では表明しているのである。これに対して朝廷側は、「總而同之通被仰出候、精々勤王之道ニ誘候様被仰付候事」という付紙をもつて許可を与えた。

そして正月二二日、慶勝は、成瀬正肥ら七名の家臣とともに再び岩倉のもとを訪れ、「姦徒誅戮」と「諸侯懲憲」を命じる朝旨を得た。

### 【史料<sup>(2)</sup>】

今度慶喜反形顯然之上東帰致候ニ付、逆徒相催再擧西上も難計候、付而ハ尾国封疆之儀、東海東山之二道ニ当り賊衝ニも候間、警備十分ニ無之而ハ難相成、且國中姦徒虛を窺、不良之志を逞せんとするの勢ひも有之趣ニ被聞候、付而ハ禁闕を守衛被命候得共、不得止暫時御暇を賜り候間、早々帰国、姦徒を誅戮、近国之諸侯を懲憲して勤王之志を奮起せしめ、藩屏之任を第一ニ相心得帰國中ハ元千代名代として上京、禁闕守衛相勤候様、御沙汰候事

右の史料によれば、鳥羽伏見の戦いと慶喜の東帰という状況の中、新政府に反旗を翻す勢力が再び西上するかもしれないという朝廷側の懸念が示され、東海道と東山道(美濃路を含む中山道)の二つが領内を通過する尾張藩の地理的特徴を掲げ、「賊衝」すなわち敵にとつても重要な位置となるべき場所であるとの認識を示して、警備を十分に手当てしておく必要があると述べている。また、尾張国内には「姦徒」が隙に乗じて「不良之志」を遂げようとする動きもあるとして、慶勝に対し「御暇」を与え、早々に帰国した上、「姦徒を誅戮」し、「近国之諸侯を懲憲」して、「勤王」の志を奮起させるように促している。

この内容は、当時の尾張藩に対する朝廷側の認識を端的に表しているといえる。つまり、旧幕府軍が西上するのに不可欠な東海・東山の二道を抱えている尾張領を勤王方に引きつけておくことは、軍事戦略上、最も重要な点の一つであり、これを敵方の手に奪われることは絶対に避けなければならなかつた。史料中にある「賊衝」という言葉は、こうした朝廷側の危機意識の表れともいえる。また、藩内部から反逆者が出て、領内が旧幕府側によって掌握されることも避けなければならない事態であった。

ここから指摘できることは、「姦徒誅戮」も「諸侯懲憲」も同じ朝旨によつて同じ論理で示されていることである。両者の違いは、対象が「史料<sup>1)</sup>」でいう「領分」なのか「近隣諸藩」なのかという相違に過ぎない。つまり「姦徒誅戮」(＝青松葉事件を介した藩論統一の流れ)と「諸侯懲憲」(＝「勤王誘引」活動)とは、もともと同根なのであり、尾張藩幕末史の最大の「謎」といわれている青松葉事件についても、こうした観点から改めて分析・検討がなされなければならないと思われる。<sup>(8)</sup>

そして、この朝旨の内容にしたがつて、慶勝は正月一四日に京都を発足して帰国し、一〇日には親幕派と見られていた年寄の渡辺新左衛門らを处罚するとともに、「勤王誘引」活動へと乗り出していく。

## 二 「勤王誘引」の「説諭」と証書提出

青松葉事件によつて、尾張藩の藩論は一気に「勤王」へと統一され、近隣諸藩への「勤王誘引」活動も本格化していく。丹羽賢・鷺津九蔵の二名をはじめとする四〇名ほどの家臣が、勤王誘引掛りとして伊勢・三河・遠江・駿河・甲斐・信濃・美濃・上野などに派遣されたのである。彼らは、勤王証書と呼ばれる書付を提出させた。また、万石以上の者については、重臣一名を名古屋へ派遣させ、「待賓館」と称する施設で尾張藩の担当者と面会させて、改めて朝命遵奉を説諭し、勤王に努める旨の証書を提出させたのである。なお、大名・旗本やその重臣などとの対面の場に使われた

待賓館には、「国授」すなわち藩校の明倫堂が充てられた。

では、「勤王誘引」活動とは、具体的にはどのように行われたのか。統いて、「遠州以東」の地域を担当した勤王誘引掛りである柘植大次郎・千賀等・楠庄五郎の三名の動きを事例に検討してみたい。

【史料3】

一月五日 尾州様御家来参与付属

柘植 大次郎

千賀 等

楠 庄五郎

浜松宿川口屋治郎兵衛方御旅宿江御呼出しニ付、二月五日夕七ツ半頃  
出立、正林寺門前秀十方ニ而暫休足仕、六日朝八ツ時頃出立、折節雨  
天夕七ツ時浜松着、右旅宿へ罷出候處、勤王之有無尋ニ付、主人  
在府ニ付御答出来兼候趣申上候処、在所在合之者者如何、万一不承  
知ニ而有之者、当方共説解可致旨嚴敷被仰聞候間、於私共ニ者承知奉畏  
候得共、重役之者共江戸出府、又ハ四日市表へ罷出候間、帰陣者御(請カ)  
猶余奉願候様申候得者、其方共ハ如何存候哉、玄蕃頭様も万石之諸侯、  
只三人東西へ出張、跡ニ者其方共兩人之外無之哉、此度ハ万石興亡之  
時節、急度勘弁いたし返答可致被仰聞候ニ付、私共兩人者委細奉畏候  
得共、重役之者陣帰迄猶余願度申上、即左ニ御仰書(請カ)差出申候

朝命之趣御座候ニ付、重役壱人尾州表江差出可申旨奉畏候得共、重  
役之者出府中ニ付、帰陣早々相達可申候、且最寄小給所江ハ勤王  
之有無承り糺、請書取之一同差出可申条々承知奉畏候、以上  
二月七日

萩原佐二(治)右衛門  
佐藤 周三郎

右の史料は、遠州相良藩の家臣萩原佐治右衛門が記した「御親政御用に付岡日記」の一部である。萩原佐治右衛門は、慶應四年二月五日に尾張藩の勤王誘引掛りの三名から、彼らが滞在している浜松宿の川口屋治郎兵衛へ出頭するように命じられた。翌六日に同行した佐藤周三郎とともに浜

松へ着いた萩原は、さつそく勤王誘引掛りの宿所を訪れ「勤王之有無」に関する尋問を受けることとなつた。相良藩はもともと佐幕的傾向の強い藩であつたため、萩原は柘植たちの「勤王誘引」要求に対しても、主人が在府中なので回答できない旨を述べ、即答を避けようとした。しかし柘植らは、それならば「在所在合之者」の意向はどうかと再び態度表明を迫ってきた。

これに對して萩原は、重役の者たちが江戸や四日市(先鋒總督の滞在先)へ赴いているので回答を猶予願いたいと申し出た。すると柘植たちは「其方共ハ如何存候哉」と執拗に回答を迫つてきた。しかも、重役留守中の諸事を任せられる者について「其方共兩人之外無之哉」と吐き捨てた上、今回のことば「万石興亡」に關わる重要な事態であるのだから、「急度勘弁いたし返答可致」と強弁したといふ。

そこで萩原は、あくまでも重役の者が國許へ帰るまで正式な回答は猶予願いたいとしながらも、請書の提出に応じざるを得ず、翌七日、朝命により重役一名を尾州へ派遣することなどを了承する旨の書付を、佐藤と連名で差し出すこととなつたのである。

右のやりとりを見る限り、尾張藩による勤王の「説諭」は、「主人」から「在所在合之者」へ、さらには「其方共」へというように、次第に相手を追い詰めていき、藩の存亡に關わることであるなどと述べて、なかば強

制的に勤王方へ服属させるような方法であったことがわかる。しかも右の引用部分によると、勤王誘引掛りは、このとき「万一不承知ニ而有之者、當方共説解可致」と述べたという。相良藩が要求を承知しない場合には「説解」を遂げるというのである。ここでいう「説解」であるが、文字通りに解釈すれば「説き伏せて理解させる」という意味に受け取れるが、言外に「力ずくでの説論」すなわち「兵力」の行使があることは容易に想像できる。先に掲げた正月二一日の朝旨において、「姦徒誅戮」と「諸侯懲憤」<sup>1)</sup>とが同じ論理のもとで示されていたことを指摘したが、これを言い換えれば、「諸侯懲憤」<sup>2)</sup>「勤王誘引」活動に抵抗する者は朝命に対する反逆者であり、それはすなわち「姦徒」であつて「誅戮」の対象となり得るという論理と見ることができる。また、慶勝が岩倉へ差し出した上申書でも「若異存之輩も有之差拒候節ハ、兵力を用候儀も可有之」と述べており、ここにおける「説解」という言葉が、「兵力」の行使を背景にしていることは疑い得ないと思われる。だからこそ「説論」の過程において「此度ハ万石興亡之時節」であることを強調して、「急度勘弁いたし返答可致」と勤王への選択を強引に促したのである。このように「勤王誘引」の「説論」の内実は、「兵力」をちらつかせて相手をねじ伏せていくような強権的な性格を有するものであった。

こうして勤王誘引掛りから「説論」された相良藩では、二月七日の萩原・佐藤による証書提出に加えて、「在所在合之者」すなわち藩の重臣による証書を改めて提出することになる。

#### 【史料4】

今般御復古ニ付、領邑之土民共向後 王事勤労之有無請糺明之趣奉承伏、則在所幣藩者勿論下々ニ至迄擧而王事勤労仕、不寄何事御下知

東海道筋における尾張藩の「勤王誘引」活動

次第可抽精忠、尤主人玄蕃頭儀茂勤 王之外他念有御座間敷候得共、在府中ニ付早々申越、主人証書奉差上候様可為仕候、先不取敢私証書差上奉候處、依而如件

慶應四辰年二月

遠州相良  
藩中

鈴木 晋平(印)

右の史料は、相良藩の鈴木晋平が差し出した証書である。なお、この証書においても、主人が在府中であるため、とりあえず鈴木が証書を差し出す旨を記している。藩主田沼玄蕃頭の証書については、「徳川義宣家記」に「玄蕃頭証書、追而名古屋ニ到ス」<sup>3)</sup>とあることから、その後、尾張藩のもとへ提出されたものと思われる。

尾張藩による「勤王誘引」の「説論」と証書提出は、以上のような手順で行われた。これらの過程について見てみると、次のような特徴が指摘できるようと思われる。

まず一つめは、勤王誘引掛りによる証書提出のあり方が「在所」をまず押さえるという形で行われている点である。大名などが江戸に居住している場合に、さしあたり「在所在合之者」に証書を提出させたといった方法は、大名を頂点とする藩全体を勤王方に服属させることを最終目標としたがらも、「主人」が領内に居ない場合には「在所」の勤王化を優先させたことを示している。もちろんこれは、戊辰戦争という状況の中で、進軍先となる「在所」を最初に服属させておくことが「勤王誘引」活動の第一の目的であったためであろう。

二つめは、勤王証書と呼ばれるものが一つの大名家から何種類も出され

ている点である。相良藩の場合でいえば、少なくとも①萩原・佐藤が勤王誘引掛りとの面談の際に提出した証書、②鈴木晋平による証書、③藩主の田沼玄蕃頭による証書、の三種類があつたものと考えられる。これは、「勤王誘引」活動の「説諭」が進行する各段階で、そのつど証書を提出させているためである。勤王証書に関する分析については、こうした大名家に対する「説諭」の進行段階をふまえた上で、各証書がどの時点で提出されたものなのかを丁寧に確定していく作業が必要なのではないかと思われる。

なお、勤王証書については、「徳川義宜家記」の活動開始当初の記述に

「証書之儀ハ、勤王御尊奉之御趣意致貫通候得者可然」<sup>[12]</sup>とあるように、基本的に勤王の意志を伝える内容であればどのような形でもよく、特定の様式は存在しなかつたものと考えられる。大名・旗本などから提出された証書の中に近似した文言のものが数多く残されているのは、その後、尾張藩から雛形が示されるようになつたためである。

【史料5<sup>[13]</sup>】

今般 大納言御格別之御尽力而勤 王之御事奉承及難有奉存候、愚昧之私共尽微力奉隨 御指揮度一片之赤心ニ御座候  
乍恐此段執成奉願上候、誠惶頓首

慶応四戊辰年二月十一日

遠州浜松

井上河内守家来

年寄

浅村 勝司(印)

【史料6<sup>[14]</sup>】

王政復古万機御一新之折柄 大納言様御事不一形勤 王之御尽力被為在候ニ付、私共蠻蟻之微志奉皇國之誠意相尽度奉存候間、何卒一片之赤心御諒察被成下、可然御用被 仰付候様仕度、此段奉懇願候、誠惶頓首

慶応四年戊辰二月十四日

駿州田中

本多紀伊守家来

高瀬彦太郎(印)

【史料7<sup>[15]</sup>】

王制復古万機御一新之折柄 大納言様御事不一形勤 王之御尽力被為在候ニ付、私共乍不及平常之宿願此時与奉存候間、何卒一片之赤心御諒察被成下置、可然御用被 仰付候様仕度、此段奉懇願候、誠惶頓首

慶応四年戊辰二月十四日

駿州小島

松平丹後守家来

伊藤 均平(印)  
伊藤 甲藏(印)

【史料5】～【史料7】は、いざれも遠江・駿河に所領を有する大名の家臣が提出した証書である。「徳川義宜家記」の記述によれば、柘植大次郎ら三名の勤王誘引掛りは、正月二七日に名古屋を発して同月三〇日に遠州浜松へ到着、遠州横須賀・相良・掛川を経て、二月八日に駿州田中藩、

同一〇日には駿州小島藩の家臣と面談したとある。<sup>[16]</sup>右の史料は、こうした「説諭」の後に提出された各藩重臣の証書と考えられる。【史料5】は浜松

藩の年寄役が提出したものであるが、ここでは「大納言様」・慶勝が勤王活動に尽力していることについて了解し、その「御指揮」に従う旨を明記して、慶勝に対し朝廷への執り成しを頼むという形式をとっている。また、【史料6】は駿河国田中藩、【史料7】は同國小島藩のものであるが、この両者に対しては尾張藩の勤王誘引掛りから同一の雛形が示されたものと思われ、多少の文言の異同はあるものの、記載形式はほぼ同じと見て差し支えないと考えられる。そして、この文中でも「可然御用被仰付候様仕度」という文言があり、【史料5】に記された「御指揮」とも共通する「大納言様」への服属を約束する内容が示されている。

【史料8】

今般御達相成ハ 朝命之趣固尊奉仕、勤王之志興起仕候上者、幣

藩者勿論近傍之諸侯ヲ申合、勉励勤 王可仕候事

一 賊徒征討并非常之節者 御館様之御指揮ニ随速ニ出兵可仕候事

一 仮令徳川庶人之指揮有之候共 御館様伺之上なくてハ私ニ其指揮

ニ応シ間敷候事

一 役向之者老人 御城下江相詰可申候事

一 隣境徳川庶人之領地等取締置 御館様之御指図相待候事

右之條々誓而尊奉可仕候間、為後日証書如件

慶応四年辰二月

三州岡崎

本多美濃守家老

都筑惣左衛門(印)

慶応四年辰二月

米津小太夫家来

陶山 嘉七郎(印)

右の史料は、岡崎藩の家老が差し出した証書である。ここでは、今般

東海道筋における尾張藩の「勤王誘引」活動

の「御達」の内容、すなわち朝命を尊奉し勤王の志を興起するという点をふまえ、岡崎藩はもちろん近傍の諸侯と申し合わせて勤王に勤めると明記があるたうえ、①「賊徒征討」や非常の事態の時には、「御館様」(慶勝)の指揮にしたがつて速やかに兵を出すこと、②たとえ旧幕府の指揮があつても、「御館様」に伺いを立てることなくその指揮にしたがうことと、④役人一名を名古屋城下へ詰め置くこと、の四か条について誓つて遵守する旨を記している。なお、これと同様の形式を有する証書は、三河国西太平藩の重臣が差し出したものでも確認できる。<sup>(18)</sup>

【史料9】

一 御家之御達相成候 朝命之趣固遵奉仕勤 王之志興起仕候上者仮

令旧幕府之指揮有之候共 御家江同之上ニ無之候而者決而其指揮ニ応

申間敷事

一 浮浪之徒動乱ニ來シ縉紳家之命或者 御家之御内ニ偽り侵奪ニ渡候

処置有之候節者篤ニ信偽を糺し候上乱妨之次第及候ハ、近傍勤 王

之諸侯方ニ援兵を請鎮静方取計可申候事

一 近隣ニ有之候土着詰合之有司方ハ互ニ申合勤 王可仕候事

一 主人小太夫儀誓書早速可差出候様可申遣事

右之條々誓而尊奉可仕候間、為後日証書如件

慶応四年辰二月

三州岡崎

本多美濃守家老

都筑惣左衛門(印)

慶応四年辰二月

米津小太夫家来

陶山 嘉七郎(印)

この史料は、三河国宝飯郡および遠江国城東郡内に知行所を有する旗本米津小太夫の在所駐在役人と思われる人物が記した証書である。内容は、①朝命を堅く遵奉し勤王の志を興起させた上、もし旧幕府からの指揮があつても「御家」(尾張藩)へ窺いを立ててからでなければ、その指揮には応じないこと、②「浮浪之徒」が混乱に乗じて朝廷や尾張藩と偽り侵奪行為をした場合には、その真偽について質し、もし乱暴などをした場合には近傍の勤王方の大名らに援兵を頼んで鎮静させること、③近隣の「土着詰合之有司」は、互いに申し合わせて勤王に励むこと、④主人へ早々に誓書を差し出すよう伝えること、の四か条からなっている。これと同一の形式の証書は、安部政太郎(知行所は三河国八名郡)・逸見三之助(三河国幡豆郡・宝飯郡)・内藤甚十郎(三河国加茂郡)・清水次郎(三河国渥美郡)・松平新平(三河国宝飯郡)・富松喜太郎(三河国宝飯郡)などからも提出されており、これらがいすれも三河国内に知行所を有する者であることから、先に見た岡崎藩などの例も含め、こうした箇条形式の証書が、三河国内を担当した勤王誘引掛りの服部一太郎・丹羽信四郎・野村八十郎らが作成した雛形に基づくものと考えることも可能かもしれない。

さて、【史料5】から【史料9】まで、大名の重臣および旗本から差し出された勤王証書を列挙してみたが、これらの証書に共通する内容には、

朝命を尊奉し勤王に励むことに加えて、「大納言様」「御館様」(いすれも徳川慶勝を指す)および「御家」(尾張藩)の「御指揮」のもとに属して「可然御用被仰付候様仕度」とする慶勝・尾張藩への服属が盛り込まれている。ここから尾張藩の「勤王誘引」活動の目的の一つとして、諸侯を勤王方へ引き込むと同時に、尾張藩の指揮下に入つて旧幕府軍と対峙するという、尾張藩による軍事編成の意図があつたのではないかと考えられるのである。

#### 【史料10<sup>22</sup>】

いた可能性もある。

今般 王政復古万機御一新被 仰出候御主意奉拝承候、猶私勤 王遵  
奉之外他念無御座候、猶此上弥堅相守候儀ニ御座候、依之為後日証書  
差上候、以上

慶応四戌辰二月

水野 出羽守 印

花押

右の史料は、「勤王誘引記事」に収められている沼津藩主水野出羽守の勤王証書の写しである。ちなみに「勤王誘引」活動の一次史料を集積した「勤王誘引書類」には、大名・旗本本人が提出した勤王証書はほとんど残存していない。これは、これらの証書が尾張藩を介して朝廷へと奏上され、提出されてしまったためである。右の引用史料は、大名本人が記した証書の内容を示す数少ない事例の一つであるが、これを見ると、大名家臣や旗本の在所駐在役人による証書には必ず記載されていた「大納言様」「御館

促している点からも裏付けられる。たとえば、慶応四年三月二三日付の旗本板倉小次郎の帰邑届を見ると、「今般勤王尊奉之儀奉願、証書差上、知行所江帰邑仕候ニ付、相應之御用向相勤申度、依之御直御支配被仰付被下置候様奉願候<sup>(21)</sup>」とあり、在所へ帰邑した旗本らは尾張藩の「直支配」のもとに編入され、「相應之御用向」を勤めることとなつた。尾張藩は大名・旗本らの帰國・帰邑を通じて江戸の旧幕府軍に与することを防止することもに、彼らを「直支配」へと組み入れて軍事態勢の強化を図つたのである。しかも、こうした軍事編成は、朝命を口実にして尾張藩が独自に進めていた可能性もある。

様」の「御指揮」に従う旨の文言は見当たらない。朝廷に奏上される証書

にそのような内容を盛り込むこと自体を憚つたという見方もできようが、

そうであるならば、「御館様之御指揮ニ隨」とか「可然御用被仰付候様仕度」といった文言は、尾張藩と「勤王誘引」を受ける側との間のみで取り

交わされた内容で、朝廷はその事実を把握していなかつた可能性も出てくる。そうだとすれば「勤王誘引」を介した尾張藩の軍事編成は、慶勝と諸侯との個別の指揮—服属関係に基づいていたと位置付けることもできそうである。しかし、この点については、一点の史料のみで即断するのは危険なので、その可能性を指摘するにとどめておきたい。

### 三 「近傍之諸侯」の動向

前節では、尾張藩の動向を中心に「勤王誘引」活動の実態について概観した。本節では、目を転じて「勤王誘引」を受けた諸藩の動向について検討してみたい。

徳川慶勝らが「勤王誘引」活動を始めるにあたつて、最も懸念していたのは隣国である三河国の動向であった。

【史料11】

三州之儀者、旧幕府譜代諸侯多候間、不容易、時日延引者難計ニ付、遠州以東者二番手・三番手と追々可為致出張間、三州限誘引可致旨申付、即日発足

これは「徳川義宜家記」に記された活動開始直後の様子である。これによれば、慶勝は当初、三河国には徳川家康以来の譜代幕臣が多く、彼らを勤王へと導くのは容易ではないと認識しており、そのため遠江や駿河とは

別に、三河国専任の担当者を定めたことがわかる。しかし、こうした尾張藩の心配をよそに、三河国内に所領を有する諸藩は、尾張藩に對して「勤王誘引」の周旋を申し出ることになる。

【史料12<sup>24</sup>】

二月朔日岡崎ニ着、是より先同藩牧与七郎来ル、主人始一藩勤 王仕度、且隣藩并旧幕府麾下者岡崎ニ來会、應接周旋仕度申出候ニ付、三人先ツ同所出張之処、又吉田藩も近傍相誘申度旨申出、両藩周旋ニ而追々岡崎ニ來会

右の史料は、三河国を担当した勤王誘引掛りが、岡崎へ赴いた二月一日前後の状況について記したものである。これによると、誘引掛りが岡崎に到着するよりも前に岡崎藩の牧与七郎が名古屋を訪れ、岡崎藩が主人をはじめとして勤王の意を示している旨を伝え、近隣の藩や旗本らを岡崎へ集め、「勤王誘引」活動について周旋したいと申し出たことがわかる。そ

こで、三河国を担当した誘引掛りの服部一太郎・丹羽信四郎・野村八十郎の三名がまず岡崎へ出張したというのである。また、そこへ吉田藩も加わり、同藩も近傍の諸藩を勤王へと誘引したいと申し出た。そして、岡崎・吉田両藩の周旋によつて、周辺の大名・旗本らが逐次岡崎へと集められることになつたという。

そして、岡崎藩が「勤王誘引」すべき藩として最初に目をつけたのは、三州幡豆郡内に多くの所領を有する隣藩の西尾藩であつた。

【史料13<sup>25</sup>】

今般之形勢ニ付、御館様江御指揮御請被成度段、本多美濃守様御家来より被相願候趣被 仰上候処、右ハ尤勤 王之道被成御專候様御指勤王へと導くのは容易ではないと認識しており、そのため遠江や駿河とは

仰上候条、御証書 御館様江急速可被指上、并三河御譜代之諸侯始江打合之上、美濃守様御家來同様之底意ニ御座候ハ、是又証書早々差上可申旨被 仰達候段、右同所御役人より通達有之敬承奉畏候、於和泉守在所家來共一統勤 王之道相守申度底意ニ御座候、急速之被仰達ニ付江府和泉守江申達候日間無御座候間、不取敢先ツ家來限之御請奉申上候、何分ニ茂宜御執成被 仰上被下候様仕度、伏而奉願候以上

辰正月廿九日

松平和泉守内年寄役

鈴木与右衛門(印)

松平 三郎(印)

荻野五右衛門(印)

今井 図書(印)

この史料は、正月二十九日に西尾藩の年寄役である鈴木与右衛門ら四名が尾張藩へ差し出した願書である。これによれば、西尾藩の年寄たちは、すでに正月二十九日以前の段階で岡崎藩の家臣から、「今般之形勢」にかんがみ、「御館様」慶勝の「御指揮」を受けることにならうかという誘いをうけたとある。そして、これを江戸にいる藩主の松平和泉守へ伝えたところ、了承を得たので、「御館様」へ証書を提出し、「三河御譜代之諸侯」たちと相談の上、岡崎藩同様に「勤王之道」に専心したいと述べている。

この記述から、①岡崎藩では、尾張藩の勤王誘引掛りが來訪する以前の段階で、すでに西尾藩に勤王への働きかけを行つてしたこと、②西尾藩もすぐそれに同調して、「三河御譜代之諸侯」たちと「打合」を行いたいという意思を示していたこと、の二点が明らかとなる。なお、西尾藩はその後、後述するように、領内の寺社などへの「勤王誘引」活動を積極的に行

つていくようになる。

尾張藩は当初、三河国には「三河御譜代之諸侯」たちが多いとして、「勤王誘引」活動を実現させるのは難しいのではないかと危惧していたが、逆に「三河御譜代之諸侯」たちも、大政奉還による幕府の消滅、王政復古の号令、鳥羽伏見の開戦、前将軍徳川慶喜の東帰という「今般之形勢」を目の当たりにして、自分たちがいかに進退すべきかについて、対応に苦慮していた。こうした状況の中、いち早く勤王方へ接近した岡崎藩が、新政府の議定職を務め、かつ家康以来の血筋を引く徳川一門でもある徳川慶勝を頼り、その「御指揮」の下に入ることによって、自藩の安泰を図ろうとしたのである。その意味では、慶勝が徳川御三家でありながら勤王方の新政府に所属していたことは、「勤王誘引」活動を進めるにあたって非常に有利な条件として働いた。「三河御譜代之諸侯」たちにとっては、御三家の尾張徳川家も將軍家と同じく家康以来の血統を引く「徳川家」であり、彼らにとつては慶勝側に付くことを正当化・合理化しやすい環境を作り出していたのである。こうして、尾張藩の当初の懸念とは裏腹に、岡崎藩・西尾藩などの「三河御譜代之諸侯」たちによる「勤王誘引」活動が加速していくことになる。

【史料14<sup>26</sup>】

今般 王政御復古御一新之折柄ニ付、尾州様御内参与御附属之御方々様より勤 王之儀御導被成下候處、主人銭次郎義者在江戸ニ御座候得共、勤 王尊奉之底意素より別心有御座間敷候ニ付、早速其旨主人方江申遣候間、承知之上者証書取之差上可申候、尤役場詰之者共一同違犯筋一切無御座候、依之証書奉差上候處相違無御座候、以上

慶応四戊辰年二月

津田銈次郎家来

大西新右衛門(印)

本多美濃守様御内

緒方七郎殿

都筑弥左衛門殿

右の史料は、三河国幡豆郡・額田郡内に知行所を持つ旗本津田銈次郎の家来が差し出した勤王証書である。内容は、このほど尾張藩の勤王誘引掛りから「勤王之儀」について「御導」あり、主人は江戸在住であるものの、勤王の志を有していることは間違いないので、さっそく主人へこの旨を伝えて証書を差し出すつもりであるが、さしあたり役場詰めの者が証書を差し出しておくというものである。本文の内容自体は、通常よく見られる勤王証書とあまり変わらないものであるが、この証書の大きな特徴は、宛所が「本多美濃守様御内」＝岡崎藩の緒方七郎・都筑弥左衛門あてになつているところである。

この証書の本文は、おそらく尾張藩が事前に用意した雛形に即したものであろう。しかし、こうした宛所になつてゐるということは、尾張藩による雛形を岡崎藩の役人が受領し、それを旗本津田の家臣に示して証書を書かせたということになる。「徳川義宜家記」の岡崎における勤王誘引掛けの応接に関する記述をみると、「依而応接説諭之上、朝命之趣有之ニ付云々」<sup>(マ)</sup>之御書付相渡（岡崎藩よりも伝達）〔（ ）は原文割註箇所〕といふように、証書の雛形と思われる書付を渡したという文言があり、さらに割註で「岡崎藩よりも伝達」と記されているので、岡崎藩の緒方らが、尾張藩の誘引掛けから受け取った証書の雛形を用いて近隣の旗本などへ勤王方への服属を迫つていったことは間違いないと思われる。

東海道筋における尾張藩の「勤王誘引」活動

また、前掲の【史料8】のよう、大名家臣が尾張藩へ差し出した証書の中には、「幣藩者勿論、近傍之諸侯<sup>ヲ</sup>申合、勉励勤王可仕候事」といった文言が盛り込まれていた。「勤王誘引」活動によつて新たに勤王方に付いた大名たちにとつては、尾張藩の「勤王誘引」活動を請け負い、より多くの領主から証書を提出させることが、勤王の度合いを示す絶好の機会である。勤王の志を有していることは間違いないので、さっそく主人へこの旨を伝える東海道筋の大名らが、こそつて「勤王誘引」活動に乗り出していくことになる。三河国では岡崎藩（本多美濃守）・吉田藩（天河内刑部大輔）に加え、西尾藩（松平和泉守）・刈谷藩（土井淡路守）・西大平藩（大岡越前守）・挙母藩（内藤丹波守）の合計六藩が、遠江国では相良藩（田沼玄蕃頭）・浜松藩（井上河内守）、駿河国では田中藩（本多紀伊守）などが「勤王誘引」活動に参加していくことになるのである。

#### 【史料15】<sup>(28)</sup>

証書

今般 王政復古三付、当國相良近領之小給七ヶ所之者糺明仕候処、報國之外二念無御座候処、一同証書差出申候、依之私印書相添、右証書

七通差上申候、仍而如件

辰二月

遠州 相良藩中

鈴木 晋平(印)

右の史料は、遠江国相良藩の鈴木晋平が尾張藩へ差し出した書付である。内容は、相良藩近隣の「小給」＝旗本領七か所に対して、勤王の意思の「糺明」を行つた結果、いずれも証書を差し出したので、添え状とともに提出するというものである。前節で述べたように、なかば強引に「勤

王誘引」の「説論」を受けて証書を提出した相良藩でも、周辺の旗本領に対する周旋を引き受け、実行に移していったことが知られる。

また、旧幕府で駿府城代を務めていた駿州田中藩主の本多紀伊守は、二月八日に尾張藩の勤王誘引掛りによる「説論」を受けた後、駿府城を開城し、一二三日前後には朝廷より改めて駿府城代に任せられた。<sup>(29)</sup> そして、駿府勤番・駿府城代組与力・同組同心・駿府御武具奉行・同奉行組同心・駿府牢番人など、駿府城に勤務する配下の役人たちへ「勤王誘引」を行い、証書を提出させている。

### 【史料16<sup>(30)</sup>】

御請書

今般勤 王尊奉之眞偽御糺之所、於 朝命少茂違背不仕候間、此段  
証書御請申上候以上

駿府御城組与力

朝比奈馬之助(印)

本多紀伊守殿

この証書は、駿府御城組与力の朝比奈馬之助が差し出したものであるが、「勤王誘引書類」の中には、こうした証書を三三通ほど確認することができるのである。宛所はいずれも「本多紀伊守殿」となつており、証書はほぼ同一の文言である。また田中藩は、二月一〇日、駿府紺屋町に陣屋を構える幕府代官田上寛藏への説論を行い、勤王方へ付かせることに成功している。<sup>(31)</sup> この代官田上による証書も、駿府城代配下の者たちと同様に、本多紀伊守あてに差し出された。<sup>(32)</sup>

このように尾張藩により「勤王誘引」を受けた諸藩では、近隣の旗本

領あるいは旧幕府役人らへの働きかけを活発に展開した。なお、旗本領の場合、主人が在府中であれば在所の駐在役人が勤王証書を提出したが、役人が駐在していない知行所では、地域の割元や名主たちから証書を提出させていている。

### 【史料17<sup>(33)</sup>】

一 今般御達相成候 朝命之趣固遵奉仕、勤 王之志興起仕候上、  
仮令旧府之指揮有之候共、御家江伺之上ニ無之候而者決而指揮ニ處  
シ間敷事

一 浮浪之徒、動亂ニ乘シ、縉紳家之命或者御家之内与偽り侵奪ニ渡  
候所置有之候節者、信偽を糺し候上、乱妨之次第及候ハ、近傍勤

王之諸侯方ニ援兵を請、鎮静方取計可申候事

一 近隣有之候土着結合之有司方ハ、互ニ申合勤 王可仕候事

一 主人桑島鉛吉儀、誓書早速可差出候様可申遣事

右之条々誓而遵奉可仕候間、為後日証書如件  
慶応四戊辰年二月

当国宝飯郡平地村

桑島鉛吉知行所

割元

都筑源左衛門(印)

この史料は、三河国宝飯郡平地村の割元である都筑源左衛門が提出した勤王証書である。本文の文言は前掲の【史料9】とほぼ同文である。「勤王誘引書類」の中には、このような割元や名主たちが提出した証書

が二六点ほど残存している。

ところで、右の証書を提出した都筑源左衛門は、これとあわせて次の

ような口上書を差し出している。

【史料18<sup>34</sup>】

口上之覚

一 今般 朝命之旨を以尾州様御家來 参与御附属之御方様より御達シ之次第御座候趣ニ而、当駅本陣甚太郎方江印形持參出張可致旨被仰下、承知仕、則罷出候處、勤 王之儀被仰達候處、私シ義者去十五日吉田御役所ニ而も勤 王尊奉之底意御導御座候ニ付、其節同御役場江右御趣意聊別心無御座候段、証書差出シ置申候ニ付、此段口上書を以奉申上候、以上

慶応四戌辰年二月

当国宝飯郡平地村  
桑島鉛吉知行所  
割元  
都筑源左衛門(印)

【史料19<sup>35</sup>】

覚

以上のように、尾張藩の「勤王誘引」活動は、早い段階で証書を提出した多くの「近傍之諸侯」による周旋を背景に持ちつつ展開されたものであった。では、このような諸藩による周旋は、地域にとつてどのような意味を持っていたのであらうか。

本多美濃守様御内  
緒方 七郎殿  
都筑弥左衛門殿

この口上書の宛所は、「本多美濃守内」の緒方七郎・都筑弥左衛門となつており、岡崎藩の家臣へ提出されたものであることがわかる。(つまり、都筑源左衛門への働きかけは岡崎藩によって行われていたわけである。)

しかも、これを見ると、岡崎藩の役人が都筑源左衛門に対して、尾張藩の家臣からの通達があるとして岡崎宿の本陣まで出張するように命じ、「勤王之儀」について説論を行つたが、源左衛門はすでに吉田藩からも

「勤王誘引」の件で呼び出されており、すでに証書も吉田藩の役所へ差し出していたというのである。この内容は、「勤王誘引」の周旋を引き受けた諸藩が、十分に調整を行わないまま、それぞれ独自に活動を展開していたことを示唆するものといえる。また、このような事例は他にも見られ、三河国加茂郡内に知行所を持つ清水清之助の家臣である磯谷七郎が挙母藩から「勤王誘引」を受けた際にも、「主人証書差上候様被仰聞候得共、先月廿九日岡崎表ニ而本多様御役人衆江主人証書磯谷七郎より差上置候」というように、すでに主人自らが岡崎藩へ証書を提出済みであることを報告している。

一 先般隣藩近傍徳川旗下之所領等江者篤々弊藩より説諭可仕旨ニ御座候處、右者説諭之上後米命令筋廻達可仕義ニ御座候哉

命令等申通候哉

但し、右所領之広狭、領主之大小ニ寄、其品々義御座候哉

一 右命令申通、且不慮之節等取締之儀茂 近傍より不申通候得者迅速ニ行届兼可申候、殊ニ犬牙之沼界遠隔之諸侯より申通等有之候而者、又齟齬茂生し可申ナ奉存候旨、右処置判然ナ仕度、左候得者六藩申談、夫々配当仕度候而、碧海郡者近傍之儀ニ付弊藩より

申通候様可仕候

一 弊藩領地陸奥国伊達郡ニ有之候處、右郡中ニ居城茂無之候儀ニ付、  
行届候丈弊藩ニ而説諭シ命令を相通し可申哉

右之趣兼而心得置申度、此段奉窺候、以上

二月

土井淡路守家來說諭方

宍戸 四郎

この伺書は、刈谷藩で「説諭方」を担当していた宍戸四郎が尾張藩に対して差し出したものである。内容は、①隣藩・近傍の旗本領などへ刈谷藩より「説諭」をするべきとのことであるが、説諭の後、「命令筋」の回達まで刈谷藩から行うべきか、②「命令筋」を回達する場合、近傍の大名領・旗本領・寺社領などまで「命令」を通達するべきか。ただし、それらの所領の広狭や領主の大小により、それぞれ異なったやり方をとるべきであろうか、③「命令」の伝達や不慮の事態が起こった時の取り締まりなどを迅速に行うためには、所領が入り組んでいたり、大名領の飛び地となつていて領主が遠隔地にいる場合は、何かと齟齬をきたすので、その点をはつきりさせてはどうか。三河国内では、六藩で申し合わせてそれぞれ担当を決め、このうち碧海郡については、最寄りなので刈谷藩から通達するようになたい、④刈谷藩の領地が陸奥国伊達郡にもある。そこには居城があるわけではないが、そこについてもできるだけ刈谷藩より「説諭」し「命令」を伝達するべきであろうか、という四点について、尾張藩へ伺いを立てているものである。

この伺書は、「地域」と「命令」伝達のあり方を考える上で非常に興味深い。刈谷藩では、まず「説諭」と「命令筋」とを区分し、「説諭」の結

果、勤王方に付いた旗本らに対し、「命令」を伝達する役割まで担当するのかと問い合わせている。このことは、幕府による領主単位中心の「命令」伝達体制が崩壊した段階において、どのような形で新政府の「命令」を伝えるのか、さらにはどのような「命令」伝達回路を編成していくべきなのかという点を明瞭に指摘したものであるといえる。この点について刈谷藩は、独自の腹案を持っていたようで、三河国の六藩が申し合わせて当地域を決め、「命令」伝達を行いたいとしている。右の史料で「犬牙之沿界」と記されているように、三河国は所領配置が複雑に錯綜しており、しかも遠隔地に本領を有する藩の飛地などもあつたため、従来の「領主」を単位とする「命令」伝達の方針をとつた場合には、齟齬が生じて不都合であるというのが刈谷藩の主張であった。そして、「領主」単位の「命令」伝達形式をとつた場合、自藩も奥州伊達郡の所領へ「説諭」「命令」をしなければならなくなることを指摘して、間接的に「地域」単位の「命令」伝達方法がふさわしいと主張したものと思われる。こうした点を見ると、右の伺書は、単に「勤王誘引」活動のみならず、その後に各藩の影響力の及ぶ範囲を、「命令」伝達の方法を例にとって主張したものと理解することができるようと思われる。

この伺書に対する尾張藩の回答書は残されていないが、次に掲げる史料を見ると、尾張藩は刈谷藩の主張を受け入れ、三河国を六藩で分割して「命令」伝達を行うように取り決めたとみられる。

【史料20<sup>37)</sup>

今般、当國六藩糾合之上、尾州参与御役所江窓書面を以、碧海郡之内岡崎井沼津御領を除キ、弊藩より諸事御廻達可申旨御附札を以伺済ニ付、御達申度儀有之候間、明日其御役人御壱人、御出張御座候

様致度、勤 王説諭役所ニ而御応接可申候、以上

三月十八日

宜御沙汰被成下度奉願候、以上

辰三月廿日

刈谷勤  
王説諭掛

王事応接

板倉甲斐守家來  
紺野 権兵衛

板倉甲斐守様  
御役人中様

これは、先の史料の「説諭方」と同じと思われる刈谷藩の一勤王説諭掛<sup>38)</sup>が、陸奥国福島藩主で三河国重原を中心とした地域にも所領を持つ

板倉甲斐守の役所に対し差し出した達書である。これによると、三河国の六藩が尾張藩に対して伺書を差し出した「命令」伝達の件に関して、刈谷藩が碧海郡のうちの岡崎藩領・沼津藩領を除いた部分について「命令」伝達を担当することが、尾張藩から下された「附紙」の指示により決定したため、通達することがあるので重原陣屋の役人を刈谷藩の「勤王説諭役所」まで派遣してほしいと述べている。先の伺書は、尾張藩によつて審議された結果、小規模な給地に関しては、郡単位で範囲を分割し、国内の六藩に「命令」伝達を担当させることになったと考えられる。

これに対して、奥州福島藩の重原陣屋は、刈谷藩を介した「命令」伝達方式をとると、同藩の影響力に飲み込まれてしまうのではないかと危惧して、尾張藩に対し、次のような願書を提出している。

#### 四 寺社に対する「勤王誘引」活動

これによると、奥州福島藩は、刈谷藩からの達書により今後刈谷藩から「命令」の伝達を受けることとなつたと知り、福島藩では尾張藩から「御当所定詰微臣之者」<sup>39)</sup>重原陣屋駐在の役人に對して「御直達」を受けているのだから、従来通りの伝達方法を用い、刈谷藩からの「命令」伝達は「御断」にしてほしいと願い出たことがわかる。

この結果については、関係史料がないため不明であるが、三河国内では、「勤王誘引」後の地域編成のあり方を含め、各藩がさまざまな思惑に基づいて動いていたことが知られるのである。

【史料21<sup>38)</sup>

刈谷勤 王説諭懸より別紙到来ニ付罷出候處、以來御達之筋御座候節者、其都度□□廻達可申旨被申聞候間、當方義者兼而御當所定詰微臣之者江御直達ニ被成下候儀ニ付、刈谷表より達之儀相断申度、此段

【史料19】の刈谷藩による伺書において「諸侯領」「旗下領」に続けて「神社仏閣等之所領」の名が記されているように、「勤王誘引」に関する証書の提出は、朱印地・除地を有する寺社領に対しても行われていた。「勤王誘引書類」のうち、寺社に関する書類は三九九点で全体の約五三

%を占めているが、このうちのほとんどが寺社から提出された勤王証書である。

「勤王誘引書類」に収められた寺社の証書は、その内容をもとにして、おおむね二つの種類に分けることができる。

【史料22<sup>39</sup>】

今般 王政復古万機御一新之折柄、大納言様不一形勤 王之御尽、力被為在候ニ付、拙寺儀兼々勤 王之志興起仕、他念無御座候處、今般御趣意柄徹底仕候上者、弥以勤 王尊奉仕、何卒僧分相應之御用を茂被仰付候様仕度奉存候、此段於 御館様宜御取成之程只管奉懇願候、誠惶頓首

慶応四辰年三月

慶応四辰年三月

日蓮宗

越後国本成寺末

三州幡豆郡西浅井村

了 性 寺(印)

日賢(花押)

二つめは、【史料22】のように、旧幕府から下賜された朱印地・除地高を示した上で、皇国安全・武運長久の祈禱を怠慢なく行う意思を表し、その旨を朝廷へ執奏してもらい「寺務相続」を願うものである(以下、これをB型と呼ぶ)。

一つめは、【史料22】のように、「大納言様」(慶勝)の勤王に同意して他念なきことを示した後に、「僧分相應之御用」を仰せ付けられたいとして「御館様」(=慶勝)に執り成しを懇願するものである(以下、これをA型と呼ぶ)。

【史料23<sup>40</sup>】

拙寺之儀者、從旧幕府拾石之朱印給り寺務相続罷在候処、今般王政御一新被 仰出候ニ付而者、別紙証書奉差上候通、勤 王之道固相守弥以乍恐 御神靈様御菩提者勿論、 皇國御安全・御武運御長久之御祈

この両者の性格の違いについては、内容から見て、A型が当該寺社の住持が「御館様」への服属の意思を示したもの、B型が旧朱印地・除地の安堵を朝廷に取り次いでもらうべく依頼したものと理解することが可能である。また、B型の書付には、住持名が記されていないものも一部見受け

禱無怠慢修行仕度底意ニ御座候、此段被為 聞食 朝廷江宜敷 御執奏被成下、此上寺務相続相成候様御所置被 仰出候者、莫太之 御慈悲之冥加至極深重難有仕合奉存候、幾重ニ茂御取成之程、偏ニ奉歎願候、以上

られることから、A型は寺院の住持が提出したもの、B型はどちらかといえば組織としての寺院が提出したもの、という傾向が強いのではないかと推測される。しかも両者の関係は、A型が本証書でB型が添証書であることから、寺院に対する「勤王誘引」の第一の目的は、寺院を統率する住持の慶勝への服属であり、寺院の所領安堵は副次的なものであつたと思われる。

次に、寺院の証書に関して、その様式や差出文言の特徴などの面からあらわれる特徴について検討してみたい。

寺社の証書をめぐつて興味深い点は、差出文言の違いである。前述のように、寺社の証書は、尾張藩からの雛形に基づいて各寺社が記したものと考えられ、本文の内容はほとんど同一であるが、差出人の部分の記載形式が大きく三種類に分けられる。

まず第一は、前掲の【史料22】や【史料23】のような「宗派十本末関係十所在地(国・郡・村名)十寺院名十住持名」というパターンである。しかも、これらの証書の様式に注目すると、A型とB型が同じ大きさで、いずれも厚口の豊紙(美濃紙または程村紙と思われる)に記され(【図1】参照)、それぞれ包紙によつて上包みをし、両者を帶封で留める形式で保存されていた。

これに対して第二のパターンは、次のようなものである。

【史料24<sup>(4)</sup>】

王政復古万機御一新之折柄 大納言様不一形勤 王之御尽力被為在候ニ付、拙寺儀勤 王之志興起仕居候處、今般之 御趣意柄徹底仕候上者、弥以勤 王尊奉仕何卒僧分相應之 御用を茂被 仰付候様仕度奉存候、此段恐多御儀ニ者御座候得共御館様より宜御執成之程、只管奉

懇願候、誠惶頓首  
辰三月廿日

三河国幡豆郡

築籠村 岩松寺(印)

【史料25<sup>(5)</sup>】

拙寺之儀者、從旧幕府四石五斗御朱印頂戴仕、寺務相続罷在候處、今般 王政一新被 仰出候付而者、別紙証書奉差上候通、勤 王之道固相守、弥以乍恐 御神靈様御菩提者勿論 皇國御安全・御武運御長久之御祈禱猶無怠慢修行仕度底意ニ御座候、此段被聞食 朝廷江宜敷御執奏被成下、此上者寺務相続相成候様之御处置被成下置候ハ、莫大之御慈悲与冥加至極深重難有仕合奉存候、幾重ニ茂御執成之程、

偏ニ奉歎願候、以上

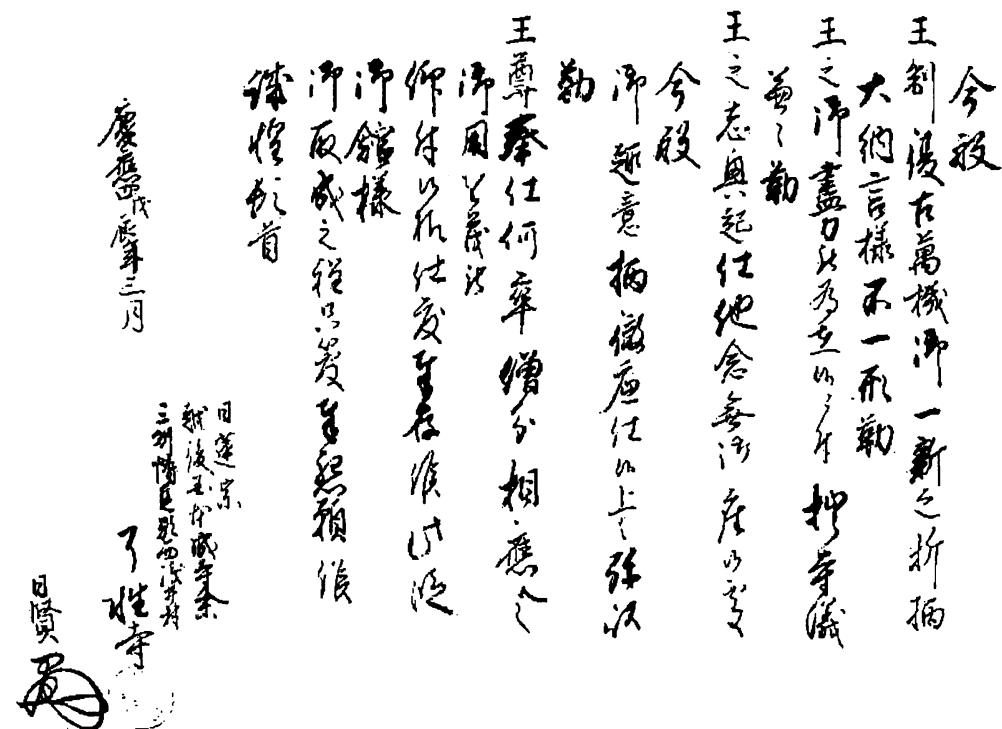
辰三月廿日

三河国幡豆郡

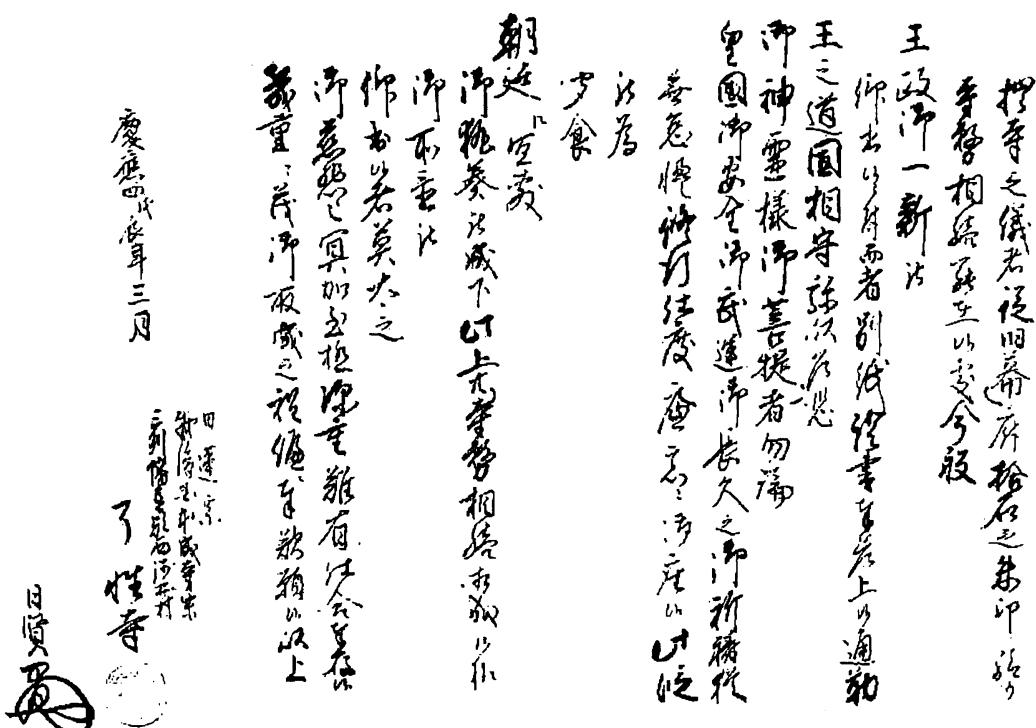
築籠村 岩松寺(印)

右の二つの史料は、差出人部分の記載形式が「所在地(国・郡・村名)十寺院名」となっている。このほかに、第三のパターンとして「所領名十所在地(国・郡・村名)十寺院名」という形をとるものもあり、この第二・第三のパターンの証書の様式は、A型には豊紙が用いられているが、B型には半切の料紙が使われている場合も見受けられる(【図2】参照)。

このような差出文言の違いは、いかなる理由で生じたのだろうか。この点について検討するため、所領名がわかっている第三のパターンを除く、



【図1】第一のパターン(A型)の文書(「勤王誘引書類」131-2)



【図1】第一のパターン(B型)の文書(「勤王誘引書類」131-1)

王政復古事務所御用打取  
 大納言様不一致事  
 王政復古事務所内相前後筋  
 王之を興起所存心今及ニ  
 御飯食御宿處所上者御以節  
 王事奉仕の事増々御度ニ  
 御用事御用事 皆有其意と御承知  
 想考付後者御存御事  
 御體御体御體御體御體御體  
 お食事御事御事御事  
 一月廿日  
 葉山  
 岩松

【図2】 第二のパターン(A型)の文書(「勤王誘引書類」82)

球磨處者温高  
 宮室御用事御度事  
 朝使臣事今及  
 王政所一前立  
 仁者事者別後於居  
 事事事事事事事  
 王道御事御事御事  
 事事事事事事事  
 御體御體御體御體  
 お食事御事御事  
 一月廿日  
 葉山  
 岩松

【図2】 第二のパターン(B型)の文書(「勤王誘引書類」38)

第一・第二のパターンの史料について、証書に記載されている国・郡・村名をもとに寺院が所在する村の所領関係を『旧高旧領取調帳』で確認したのが【表1】と【表2】である。

まず最初に、【表1】に示した「宗派+本末関係+所在地(国・郡・村名)+寺院名+住持名」の差出文言を持つ第一のパターンのものについて見てみたい。これを一見しても明らかのように、第一のパターンの史料は、ほとんどが岡崎藩領内に所在する寺院であることがわかる。例外となつている刈谷藩領の専修坊(表中の番号51)。以下同じ)は、本寺が碧海郡佐々木の淨宮寺(35)なので、おそらく本末関係をもとに情報が伝達されて差し出されたものだと考えられる。また、吉田藩領の聖眼寺(57)と田原藩領の西光寺(58)は、いずれも本寺が伊勢国一身田の専修寺であり、同じ本寺を持つものに岡崎の満性寺(1)や桑子村の妙源寺(34)があるので、こうした関係から情報を得て差し出したのかもしれない。

一方、「所在地(国・郡・村名)+寺院名」の差出文言を持つ第二のパターンについては【表2】のようになつたが、この場合は、ほとんどが西尾藩領に所在する寺院であることが判明した。例外が西大平藩領の三明寺(29)であるが、これがいかなる理由によるものかは不明である。また、唯一遠江国から提出されている能満寺(31)であるが、この寺院がある榛原郡上吉田村は、「西尾藩領分+長島藩領分+寺領3+社領1」という所領構成となつており、西尾藩領の飛地が存在したことが知られ、このパターンの証書が西尾藩によつてとりまとめられたことを裏打ちするものとなつてている。

なお、第三のパターンである「所領名+所在地(国・郡・村名)+寺院名」のものについては、判然としない部分もあるが、記載されている国・郡名(多くが三河国幡豆郡)などから考えて、おそらく近接する旗本知行地の分

を西尾藩がとりまとめたものではないかと推定される。

以上の検討から、寺社に関する証書は、尾張藩によつて示された本文の雛形をもとに、岡崎藩・西尾藩が差出文言や提出形式を藩ごとに個別に決定して、領内および近接する旗本知行地などへ提出を命じたものであるといつてよいかと思われる。このようにして集められた証書は、結局、朝廷へは奏上されなかつたと考えられるが、「勤王誘引書類」の中に待賓館へ宛てた手目録や歴代将軍の領知朱印状の写しが残されているところから見て、証書を提出した寺社は、旧幕府で將軍代替わりごとに行われた継目安堵と同じように、今度は名古屋表へ赴いて、慶勝を介して朝廷から朱印地・除地の安堵を受けようとしたのではないかと推測される。

そして、こうした寺社領への「勤王誘引」活動が、岡崎藩や西尾藩によって拒われていた点も見過ごすことはできない。つまり、わずか三ヶ月という短期間のうちに大名領・旗本領・寺社領のすべてから勤王証書を提出させるのは、尾張藩のみでは困難な作業であつたと思われ、前述のような周旋方を引き受ける諸藩の助力を得ることで、初めて「勤王誘引」活動が成り立つていたものと考えられるのである。

## 五 尾張藩の軍事編成と待賓館——結びにかえて——

以上のような「勤王誘引」活動によつて、尾張藩は、近隣諸国の大名・旗本・寺社などを勤王方へと導いていった。尾張藩のもとに集められた勤王証書は、二月二三日より順次朝廷へと奏上され、その回数は七月一三日までの間に五回、証書を提出した大名・旗本らの数は四六五人に及んでい

【表1】第一のパターンの証書を提出した寺院

番号	郡名	町村名	村の所領構成(旧高田領取調帳)	寺院名	史料番号
1	額田郡	岡崎	岡崎藩領分	満性寺	72
2	額田郡	岡崎	岡崎藩領分	宝福寺	142-1 142-2
3	額田郡	岡崎	岡崎藩領分	永泉寺	149-1 149-2
4	額田郡	岡崎	岡崎藩領分	隨念寺	15-1 15-2
5	額田郡	岡崎	岡崎藩領分	天泉寺	18-1 18-2
6	額田郡	岡崎	岡崎藩領分	安養院	19-1 19-2
7	額田郡	岡崎	岡崎藩領分	極樂寺	23-1 23-2
8	額田郡	岡崎	岡崎藩領分	滿性寺	24-1 24-2
9	額田郡	岡崎	岡崎藩領分	大樹寺	25-1 25-2
10	額田郡	岡崎	岡崎藩領分	大林寺	27-1 27-2
11	額田郡	岡崎	岡崎藩領分	松心寺	28-1 28-2
12	額田郡	岡崎	岡崎藩領分	誓願寺	29-1 29-2
13	額田郡	岡崎	岡崎藩領分	甲山寺	33-1 33-2
14	額田郡	岡崎	岡崎藩領分	光善寺	143-1 143-2
15	額田郡	岡村	岡崎藩領分+寺領1	宝性院	169-1 169-2
16	額田郡	岩津	岡崎藩領分+寺領3	信光明寺	26-1 26-2
17	額田郡	岩津村	岡崎藩領分+寺領3	西林院	140-1 140-2
18	額田郡	岩津村	岡崎藩領分+寺領3	妙心寺	30-1 30-2
19	額田郡	桜井寺村	岡崎藩領分+寺領1	桜井寺	144-1 144-2
20	額田郡	針崎	岡崎藩領分+寺領1	勝万寺	21-1 21-2
21	額田郡	池金村	岡崎藩領分+寺領1+社領1	養藥寺	167-1 167-2
22	額田郡	田山村	岡崎藩領分	方福寺	156-1 156-2
23	額田郡	能見村	岡崎藩領分+寺領4+社領1	觀音寺	148-1 148-2
24	額田郡	名之内村	岡崎藩領分+寺領1	広祥院	166-1 166-2
25	額田郡	明太寺村	岡崎藩領分+寺領4	龍海院	32-1 32-2
26	額田郡	明太寺村	岡崎藩領分+寺領4	成就院	147-1 147-2
27	額田郡	明太寺村	岡崎藩領分+寺領4	安心院	168-1 168-2
28	額田郡	木下村	岡崎藩領分+幕領	東向寺	154-1 154-2
29	額田郡	滝村	寺領2	方松寺	145-1 145-2
30	額田郡	開章村	(記載なし)	西方寺	115
31	額田郡	(記載なし)	(不明)	瀧山寺	31-1 31-2
32	碧海郡	阿弥陀堂村	岡崎藩領分	幸福寺	165-1 165-2
33	碧海郡	宮地村	岡崎藩領分+寺領1+社領1	妙國寺	133-1 133-2
34	碧海郡	桑子村	岡崎藩領分+寺領1+社領1	妙源寺	22-1 22-2 71
35	碧海郡	佐々木	岡崎藩領分+寺領1	淨宮寺	20-1 20-2
36	碧海郡	寺領村	岡崎藩領分	松韻寺	164-1 164-2
37	碧海郡	上村	岡崎藩領分	誓願寺	160-1 160-2
38	碧海郡	上和田村	岡崎藩領分+寺領1	淨珠院	137-1 137-2
39	碧海郡	森越村	岡崎藩領分+寺領1+社領1	長寿寺	139-1 139-2
40	碧海郡	青野村	岡崎藩領分+寺領2+社領4	來迎院	135-1 135-2
41	碧海郡	青野村	岡崎藩領分+寺領2+社領4	慈光寺	155-1 155-2
42	碧海郡	赤波村	岡崎藩領分+寺領1	松林寺	138-1 138-2
43	碧海郡	川端村	岡崎藩領分	阿弥陀院	158-1 158-2
44	碧海郡	中之郷	岡崎藩領分+寺領1	大聖寺	134-1 134-2
45	碧海郡	中之郷村	岡崎藩領分+寺領1	淨妙寺	157-1 157-2
46	碧海郡	渡辺村	岡崎藩領分+寺領1+社領1	祐藏寺	162-1 162-2
47	碧海郡	渡辺村	岡崎藩領分+寺領1+社領1	人通院	163-1 163-2
48	碧海郡	渡村	岡崎藩領分+寺領1	善國寺	16-1 16-2
49	碧海郡	筒針村	岡崎藩領分+寺領1	天徳院	161-1 161-2
50	碧海郡	矢作村	岡崎藩領分+寺領1	光明寺	136-1 136-2
51	碧海郡	高取村	刈谷藩領分+旗本領1	専修坊	68
52	碧海郡	大岡村	社領1	貞印寺	159-1 159-2
53	碧海郡	上野	(記載なし)	行福寺	17-1 17-2
54	碧海郡	長瀬	(記載なし)	願照寺	132-1 132-2
55	幡豆郡	西浅井村	岡崎藩領分+寺領2	了性寺	131-1 131-2
56	幡豆郡	西浅井村	岡崎藩領分+寺領2	源空院	150-1 150-2
57	宝飯郡	下地村	吉田藩領分+寺領1	聖眼寺	117
58	渥美郡	新美村	田原藩領分+寺領1+社領1	西光寺	120

【表2】第二のパターンの証書を提出した寺院

番号	国名	郡名	村名	所領構成(旧高旧領取調帳)	寺院名	史料番号
1	三河国	幡豆郡	一色村	西尾藩領分+寺領6	今済寺	60 84
2	三河国	幡豆郡	一色村	西尾藩領分+寺領6	東向寺	63 103
3	三河国	幡豆郡	横手村	西尾藩領分+寺領1	西光寺	46 88
4	三河国	幡豆郡	下町村	西尾藩領分	龍門寺	50 110
5	三河国	幡豆郡	下矢田村	西尾藩領分+寺領4	養寿寺	48 108
6	三河国	幡豆郡	外宿村	西尾藩領分+寺領1	常福寺	41 107
7	三河国	幡豆郡	今川村	西尾藩領分+寺領1	養林庵	47 86
8	三河国	幡豆郡	小鳴村	西尾藩領分+寺領3+社領2	安樂寺	52 81
9	三河国	幡豆郡	小鳴村	西尾藩領分+寺領3+社領2	西方寺	54 80
10	三河国	幡豆郡	小鳴村	西尾藩領分+寺領3+社領2	東禪寺	66 106
11	三河国	幡豆郡	上町村	西尾藩領分+寺領2	寒相寺	39 98
12	三河国	幡豆郡	上町村	西尾藩領分+寺領2	道興寺	44 102
13	三河国	幡豆郡	上道自記村	西尾藩領分+寺領1	不退院	35 90
14	三河国	幡豆郡	上道自記村	西尾藩領分+寺領1	惠驗寺	36 91
15	三河国	幡豆郡	上矢田村	西尾藩領分+寺領2	桂岩寺	61 96
16	三河国	幡豆郡	西尾	西尾藩領分	康全寺	65 105
17	三河国	幡豆郡	赤羽村	西尾藩領分+寺領5	西福寺	42 100
18	三河国	幡豆郡	中田村	西尾藩領分+旗本領1+寺領2	長久院	51 111
19	三河国	幡豆郡	長繩村	西尾藩領分+寺領1	觀音院	37 92
20	三河国	幡豆郡	徳永村	西尾藩領分+寺領1+社領1	安養寺	58 93
21	三河国	幡豆郡	楠村	西尾藩領分+寺領1	阿弥陀院	55 85
22	三河国	幡豆郡	八ツ面村	西尾藩領分+寺領1+社領2	真成寺	40 99
23	三河国	幡豆郡	平口村	西尾藩領分+寺領1	修法庵	59 94
24	三河国	幡豆郡	平坂村	西尾藩領分+寺領1	無量寿寺	45
25	三河国	幡豆郡	法光寺村	西尾藩領分+寺領1	法光寺	49 109
26	三河国	幡豆郡	味浜村	西尾藩領分+寺領1+社領1	満國寺	64 104
27	三河国	幡豆郡	矢曾根村	西尾藩領分+寺領1	藏泉寺	56 95
28	三河国	幡豆郡	徳次村	西尾藩領分+寺領1	信明寺	83
29	三河国	宝飯郡	豊川村	西太平藩領分+旗本領1+寺領2	三岩松寺	116
30	三河国	幡豆郡	築籠村	(記載なし)	能満寺	38 82
31	遠江国	榛原郡	上吉田村	西尾藩領分+長島藩領分+寺領3+社領1	67 112	

「勤王誘引書類」・『旧高旧領取調帳』より作成。

る。<sup>(45)</sup> もとよりこれらは、京都へ提出されたもののみであり、これに大名の家臣や旗本の在所詰め役人、割元・名主・寺社などから提出された証書が加わるので、その数は膨大なものとなる。徳川林政史研究所に所蔵されている「勤王誘引書類」は、こうしたさまざまな証書のうち、朝廷へ奏上されなかつたものを中心に集積された史料群と位置付けられよう。

「勤王誘引」を受けた大名・旗本らは、証書の提出の後、京都へ登つて朝廷に対して改めて帰順の意を示した。彼らが上京する際には、必ずといってよいほど名古屋表へ立ち寄り、「勤王誘引」の拠点であった待賓館を訪れて、慶勝に「御機嫌伺」の謁見を願つたり、献上品を送つたりした。一方、尾張藩でも、京都について「不案内」である旗本らに対し、待賓館の役人から在京御用達へ書状を送り、よろしく取り計らうよう依頼するなど、執り成しを行つている。<sup>(46)</sup>

さて、尾張藩の「勤王誘引」活動が、単に大名・旗本・寺社などを勤王方に付けるという意味だけでなく、「大納言様」即ち徳川慶勝の「御指揮」のもとに組み入れること、すなわち尾張藩を中心とする軍事編成の中に組み入れるという意味を持っていたことは、証書に関する分析を通じて、すでに述べたところである。ここでは、結びにかえて、こうした軍事編成がいかなる形で機能したかについて言及しておきたい。

### 史料 26<sup>(47)</sup>

松平和泉守使者高瀬後助、待賓館江罷出申候付、応接仕候処、今般太政官より賊徒追討被仰付候、付而ハ先般東海

道御出張之砌、總督府より為御警衛人数手當之儀御談相成居申候付、

兼而用意罷在候処、今般賊徒追討江付、出入数可繰出之處、何分

小藩之儀ニ付、別紙写式通之通之為体ニ御座候間、万事御館様之

御指揮奉願度旨申出候、右ハ全東海道手当人数相成居趣ニ相見申候

間、如何仕候而可然哉、否急卒御下知御座候様仕度、依之申上候

閏四月

明倫堂主事

右の史料は、慶應四年閏四月五日、西尾藩の使者高瀬後助が名古屋の待賓館を來訪したときの応接の内容を記したものである。西尾藩は、これ以前に東海道筋の警備を担当するよう總督府から命じられていた。しかし、これに加えて太政官より新たに賊徒追討を命ぜられたため、出兵人數を繰り出そうにも人數が少なく対応できない状況になってしまった。そこで西尾藩では、高瀬後助を使者として待賓館へ派遣し、「万事御館様之御指揮」を得るべく、いかにすべきかの判断を仰いだ。この記述から、「勤王誘引」を受けた諸藩が、東海道筋で必要となる警備や賊徒追討の際の出兵に対して、尾張藩の指揮のもとに動こうとしていた事實をうかがい知ることができる。

また、待賓館へは、諸藩の使者によつて東海道筋の警衛や旧幕府の動向を伝える情報が次々に集まってきた。

【史料27<sup>48</sup>】

三州西端藩本多修理使者岡田謙三郎儀、今日待賓館江罷出候付、応接仕候処、別紙之通御機嫌伺之儀手扣差出、兵隊人數取調罷在候付、御模様相伺度旨をも申聞候、右ハ東海道諸藩之儀ハ防禦筋用意罷在、御指揮相待可罷在旨、兼而御差図相成居候振ニ付、修理おるても右之通心得可然趣及挨拶、申述之趣ハ重役江可相達旨及答置申候、依

之右一通相添申上候

但、昨日本多紀伊守家来石神□郷儀、関東脱走人探索之趣申置候処、今日岡田謙三郎演説之趣○印別紙ニ取調、右一通共相添申上候

閏四月廿三日

右の史料は、西端藩の使者である岡田謙三郎が待賓館へ來訪したときのものである。このとき岡田は、慶勝への御機嫌伺いの手控えを持参するとともに、出兵人數に関する取り調べの状況を知りたいと申し出た。

また、「東海道諸藩」について「防禦」の用意を整えたうえ尾張藩の指揮を待つようにとの指図があつたので、西端藩においてもそのように心得ているとの話があつたといわれる。ここにおける東海道筋の「防禦」態勢がいかなる理由で整えられようとしていたかについては、この史料の但し書きの部分に詳しい。そこには、本多紀伊守(=駿府城代)の家來が「関東脱走人」について探索したとの話を待賓館の役人が岡田に伝えた際、岡田が返答した内容を別紙の形にして提出する旨が記されている。

【史料28<sup>49</sup>】

○岡田謙三郎演説之趣、左之通御座候

同藩去ル十四日江戸表發足罷登、十七日沼津駅致通行候処、右駅おるてハ相州辺江脱走人四・五百人も上陸、小田原之儀ハ賊徒乗取候哉之風聞有之、殊之外騒動いたし候得共、既ニ小田原駅通行いたし乗ッ取しと更に右体之儀無之、其内葦山江ハ脱走人十式・三人上陸いたし、右家中江何歟懸合之趣ニハ相聞候趣ニて是以為差義ニハ無之相聞、多人数上陸等ヲ申儀ハ全風聞而已之義ニ御座候、江戸表之儀も前件発足時節ニハ随分穩成事ニ而、外ニ替儀も無御座由申聞候事

これは、その別紙にあたるものである。これによると、西端藩が閏四月

閏四月

一四日に江戸を発足し、一七日に沼津駅を通行したところ、相州あたりへ

脱走人が四・五百人も上陸していて、小田原においては賊徒が乗つ取つた

という風聞まであり、騒動になつてゐたといふ。しかし既に小田原駅は通

行しており、韋山へ脱走人が一二・三人上陸していただけとのことで、多

人数が上陸していたというのは風聞に過ぎず、江戸を発足する際でも随分

と穏やかであつたと記されている。

このような「関東脱走人」に関する情報は、沼津藩からももたらされて  
いる。

【史料29<sup>(50)</sup>】

今般脱徒相州真鶴浦より凡武百人余上陸仕、追々豆州近境江進入之趣ニ付、兼而御直々御趣意も有之候旁、不取敢出兵手配等仕置、韋山表迄役人共指出、一応及説話候處、遊擊隊之由至極穩<sup>(51)</sup>而聊暴動之振舞も無之ニ付而ハ、如何ニも其併討取候儀難忍、鎮撫方精々心配罷在候内、駿州御殿場村江引移候趣ニ付、各同所江罷越、説得之上兵器引揚ケ、城下最寄江謹慎可申付与家来指出候得共、加賀守領分之儀ニ付、見込之處一応申談度、家來壱人小田原表江差向候途中、箱根宿ニ於テ田安中納言殿ヨリ山岡鉄太郎・大坂周蔵与申者為鎮撫被差登候趣伝承仕候、依之同所より引戻候處、右兩人ヨリ説得有之、暫甲州黒駒村江謹慎申付置候旨、右鉄太郎申聞、尤十日限同人伺之上沙汰可有之候苦ニ候、万一御沙汰以前如何之挙動有之候ハ、速ニ討取候様兼而約諾有之候、弥無油断付候探索指出、都而取締向之義ハ藩主申談取計仕候、右之趣大總督様江御届不取敢申上、太政官江も御届申上候様京都詰之者江申達置候、此段申上候、以上

この史料の概要は、おおよそ次の通りである。

脱走人一〇〇人余りが相模国の真鶴浦より上陸して、伊豆国の近境へ進入しているという風聞があつたので、かねてからの「御直々御趣意」により出兵の手配を整え、韋山まで役人を差し出し、話し合いに及んだところ、相手は遊撃隊で、乱暴な振る舞いもなかつたため、そのまま追討するのは忍び難く、鎮撫方について思案していたとき、相手が駿河国の御殿場村へ移る旨を申し出た。そこで同所へ赴いて説得のうえ、兵器を引き揚げ、城下の近くで謹慎を申し付けるため家来を差し出したが、大久保加賀守の領分なので話を通しておくべく家来一人を小田原へ遣わした。その途中の箱根宿あたりで田安中納言の命で山岡鉄太郎・大坂周蔵が鎮撫のためにやつて来る旨を伝えられたので、そこから立ち戻り、山岡・大坂の説得に任せた。その結果、しばらく甲府国黒駒村で謹慎させる旨を山岡が通達し、この一〇日を期限として山岡が伺いのうえ沙汰を下すことになつてゐるので、万一沙汰以前に暴挙に及んだ場合は、速やかに討ち取るよう約束を取り交わした。油断なく探索し、取締りについては藩主に話をした上で取りはからうことにする。この件については、大總督へ届け、太政官へも届けるよう京都詰めの者へ通達した。

右の内容や【史料27】～【史料28】を見ると、西端藩・沼津藩などが、出兵準備の状況や「関東脱走人」に関する情報を、逐次、名古屋の待賓館へ報告していることが知られる。これらのこととは「東海道諸藩」の軍事態勢が尾張藩の待賓館を拠点として整えられていったことを示している。当

水野出羽守家来

近藤甚八郎

初「勤王誘引」活動のための施設であった待賓館は、慶應四年閏四月の段階になると、「東海道諸藩」における軍事情報の拠点として機能し、旧幕府軍追討のための軍事編成のキーステーションとなつていつたのである。

## 註

- (1) 『名古屋市史 政治編 第一』(名古屋市役所、一九一五年)。
- (2) 『新修名古屋市史 四』(名古屋市、一九九九年)。
- (3) 笠敏生「一八六八年—尾張藩の勤王誘引活動」『歴史の理論と教育』九〇号、一九九四年。
- (4) 「明治元年雑記録二」(名古屋市蓬左文庫所蔵)。
- (5) 前掲、「名古屋市史 政治編 第一」、三四四頁。
- (6) 前掲、「明治元年雑記録二」。
- (7) 前掲、「明治元年雑記録二」。
- (8) 青松葉事件について、水谷盛光『尾張徳川家明治維新内紛秘史考説』(私家版、一九七一年)に詳しい。しかし同書で分析に用いている史料は、いずれも二次史料であり、同氏の詳細な検討にもかかわらず、全体としては、渡辺新左衛門らが処罰されたという事実以外の新たな事実の掘り起こしに成功しているとは言い難い。
- (9) 『相良町史 資料編 近世二』(相良町、一九九一年)、八八五(八八六頁)。
- (10) 『勤王誘引書類』三二七(徳川林政史研究所所蔵)。
- (11) 『徳川義宣家記 勤王誘引筆記一・二』(徳川林政史研究所所蔵)。
- (12) 前掲、「徳川義宣家記 勤王誘引筆記一・二」。
- (13) 前掲、「勤王誘引書類」一四一。
- (14) 前掲、「勤王誘引書類」一二三。
- (15) 前掲、「勤王誘引書類」一四五。
- (16) 前掲、「徳川義宣家記 勤王誘引筆記一・二」。
- (17) 前掲、「勤王誘引書類」二八三。
- (18) 前掲、「勤王誘引書類」二八九。
- (19) 前掲、「勤王誘引書類」三〇〇。
- (20) 前掲、「勤王誘引書類」二九七・二九九・三〇一・三〇六・三一五・三一八など。
- (21) 前掲、「勤王誘引書類」三〇二。
- (22) 〔勤王誘引記事〕(徳川林政史研究所所蔵)。
- (23) 前掲、「徳川義宣家記 勤王誘引筆記一・二」。
- (24) 前掲、「徳川義宣家記 勤王誘引筆記一・二」。
- (25) 前掲、「徳川義宣家記 勤王誘引筆記一・二」。
- (26) 前掲、「勤王誘引書類」一九六。
- (27) 前掲、「徳川義宣家記 勤王誘引筆記一・二」。
- (28) 前掲、「勤王誘引書類」三三九。
- (29) 前掲、「徳川義宣家記 勤王誘引筆記一・二」。
- (30) 前掲、「勤王誘引書類」二〇九。
- (31) 前掲、「徳川義宣家記 勤王誘引筆記一・二」。
- (32) 前掲、「勤王誘引書類」一二五。
- (33) 前掲、「勤王誘引書類」二八三。
- (34) 前掲、「勤王誘引書類」一二七。
- (35) 『豊田市史 七 資料下 近世』(豊田市、一九八〇年)、六六六頁。
- (36) 前掲、「勤王誘引書類」五〇九。
- (37) 前掲、「勤王誘引書類」四八九。
- (38) 前掲、「勤王誘引書類」四九〇。
- (39) 前掲、「勤王誘引書類」一二二一一。
- (40) 前掲、「勤王誘引書類」一三一一一。
- (41) たとえば、大樹寺が提出した証書は、A型では寺院名に加えて住持名が記されているが(『勤王誘引書類』一五一)、B型では寺院名のみが記載されている。
- (42) 前掲、「勤王誘引書類」八二。
- (43) 前掲、「勤王誘引書類」三八。
- (44) 前掲、「勤王誘引書類」三三九(三五一および三五四・三八〇を参照)。

前掲、「徳川義宣家記 勤王誘引筆記一・二」。

〔待賓館御用留〕第一冊(徳川林政史研究所所蔵)。

前掲、「待賓館御用留」第一冊。

〔待賓館御用留〕第二冊(徳川林政史研究所所蔵)。

前掲、「待賓館御用留」第二冊。

前掲、「待賓館御用留」第二冊。

前掲、「待賓館御用留」第二冊。

前掲、「待賓館御用留」第二冊。